

市営建設工事の入札における最低制限価格制度に関する事務処理要領

平成 17 年 6 月 15 日制定

平成 19 年 5 月 28 日改正

平成 22 年 1 月 27 日改正

令和 6 年 2 月 9 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市営建設工事の入札における最低制限価格の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、最低制限価格とは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格であらかじめ設けておいた価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする際に、あらかじめ設けておく価格をいう。

(対象となる競争入札)

第 3 条 最低制限価格制度の対象は、市営建設工事の請負契約に係る競争入札で、設計額が 130 万円以上 1 億円未満の工事とする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に $9.7/10$ を乗じて得た額、共通仮設費の額に $9/10$ を乗じて得た額、現場管理費の額に $9/10$ を乗じて得た額及び一般管理費等の額に $6.8/10$ を乗じて得た額の合計額に予定価格率を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては $9.2/10$ を乗じて得た額とし、予定価格に $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない額にあっては $7.5/10$ を乗じて得た額とする。

2 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに予定価格の $7.5/10$ から $9.2/10$ の範囲内で、大船渡市財務規則（平成 11 年規則第 17 号）第 2 条第 9 号に規定する契約当事者が定める額とする。

3 第 4 条第 1 項及び第 2 項により得た額の千円未満を切捨てとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。